

国・地方脱炭素実現会議の開催について

令和2年12月24日
内閣総理大臣決裁

1. 国と地方の協働・共創による、地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等について検討し、議論の取りまとめを行うため、国・地方脱炭素実現会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官
副議長 環境大臣
 総務大臣
構成員 内閣府特命担当大臣（地方創生）
 農林水産大臣
 経済産業大臣
 国土交通大臣

長野県知事
軽米町長
横浜市長
津南町長
大野市長
壱岐市長

3. 会議の庶務は、内閣官房その他の関係行政機関の協力を得て、環境省において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。